

7新食第2743号
令和8年3月31日

別記団体の長 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

令和7年度食品等取引実態調査の結果について（協力要請）

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第34条第1項の規定に基づき、令和7年度食品等取引実態調査を行った。当該調査の結果を踏まえ、食料システム法第35条の規定に基づき協力を要請することとしたので、下記の内容について十分に御了知いただくとともに、食品等の取引の適正化に向けた一層の協力をお願いする。

なお、このことについて、貴殿から傘下会員に対して周知願いたい。

記

1. 令和7年度食品等取引実態調査について

(1) 令和7年度食品等取引実態調査（以下「本調査」という。）では、令和7年10月から令和8年1月までにかけて、

ア 食品等事業者、農林漁業者（農林漁業者団体、農業法人等）を対象として、食品等における取引先との価格交渉・価格転嫁の状況、商慣習の課題等の実態を把握するため、アンケート調査を実施した（有効回答数3,844者）。

イ また、食品等事業者、農林漁業者及び物流事業者を対象として、上記アの調査項目に加え、物流効率化等その他の取組についてヒアリング調査を実施した（対象者数174者）。

(2) 本調査の結果の詳細については、別添の「令和7年度食品等取引実態調査（要旨）」及び農林水産省ホームページで公表している「令和7年度食品等取引実態調査結果」を参照いただきたい。

2. 本調査の結果を踏まえた協力要請

(1) 食料システム法に基づく食品等の取引の適正化

国際的な原材料価格の上昇を背景とする物価高騰、人口減少・高齢化を背景とする人手不足といった事業環境において、将来にわたり持続的な食料供給を実現していくためには、生産性向上や流通の改善に向けた取組が行われることが重要であるとともに、食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある。加えて、食品廃棄の抑制、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等を積極的に進める必要がある。

令和8年4月1日から食料システム法が全面施行され、飲食料品等事業者等同士の取引において、

- ・持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ・商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力

の2つの努力義務が課せられることになる。

飲食料品等事業者等が、これらの努力義務を確実に果たすよう、当該努力義務や、その努力義務が果たされているかを判断する基準である事業者の具体的な行動規範（判断基準）等を説明している「食料システム法 努力義務・判断基準ガイドブック」を公表しているので、これを参照いただきたい。

また、飲食料品等事業者等においては、努力義務を果たすことに加えて、本調査結果で示された、値上げ根拠を取引先に提示した場合のほうが、提示しない場合と比較して価格転嫁率が高かったことを踏まえ、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（令和8年1月30日農林水産省告示第83号）」第2に示すとおり、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階においてその取り扱う飲食料品等の供給のために要する費用を自ら把握することに努めることが重要である。

食料システム法に基づく食品等の取引の適正化の枠組みを活用し、持続的な供給に資する取組を積極的に推進していただきたい。

（2）食品等の取引の適正化に関するガイドラインの活用

これまで「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」等で問題となり得る事例や望ましい取引実例を示し、取引環境の改善について推進してきた。本調査では、不良品の返品、物流センター使用料（センターフィー）や協賛金（リベート）等の負担に係る問題となり得る事例が複数寄せられていることから、（1）に加え、これらガイドラインの更なる周知と一層の活用を呼び掛けていただきたい。

（3）物流効率化に向けた取組の推進

食品等の安定的な供給を維持するためには、物流機能の持続的な確保が不可欠であり、本調査の中でも物流効率化の取組の進展及び推進する上での課題が寄せられた。

現在、トラック運送サービスを利用する全ての荷主には、物流効率化に取り組む努力義務が課されており、さらに一定規模以上の荷主には届出や中長期計画の提出が義務付けられている。また、物流取引の適正化のため、運送事業者との契約に当たっては、運送、荷役・附帯業務等の内容・対価を明示することが求められている。

こうした状況を踏まえ、リードタイムの確保や納品日時の集約による積載効率の向上、トラック予約受付システムの適切な運用による荷待ち時間の短縮、附帯作業の見直しによる荷役時間の短縮等の物流効率化に取り組んでいただきたい。また、それら取組を進める上で必要な発荷主・着荷主間での納品条件や費用負担等の協議に当たっては、物流機能の確保の重要性や業界の取組について認識を共有し、食料システム法も踏まえて検討及び協力を行っていただきたい。

（4）食品等取引実態調査に対する協力

令和8年度についても、関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者に対し、アンケート調査及びヒアリング調査の実施並びに結果の公表

を予定している。調査依頼があった場合、対象となった者におかれては、積極的に協力いただきたい。

(参考)

- 令和7年度食品等取引実態調査結果
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/jittaiichousa.html>
- 食料システム法 食品等の取引適正化
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>
- 「食料システム法 努力義務・判断基準ガイドブック」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-22.pdf>
- 食品等の流通の合理化について（農林水産物・食品等の物流効率化ポータル）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/buturyu.html>
- 「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」
https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/240327_26.html
- 「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>